

## 農地法第4条、第5条許可申請手続きに係る添付書類(一般)

番号	添付書類	添付書類の概要	部数	関係機関
1	申請書	法第4条:3部(原本)、法第5条:4部(原本) ※本人が自署し申請書を提出する場合、押印不要(法人は要押印)		県HP
2	登記事項証明書	直近(3ヶ月以内)のもの、全部事項証明 (1部原本と1部写し)	計2部	仙台法務局 古川支局
3	申請地の地番を表示した図面	申請地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を青色で着色する。 (1部原本と1部写し)	計2部	仙台法務局 古川支局
4	土地改良区の意見書等	土地改良区の管理区域内の土地であれば意見書又は同意書 (1部原本と1部写し)	計2部	関係する土地改良区
5	事業計画書	建設計画、資金計画を明らかにしたもの ※文化財・都市計画等関連機関との事前協議を済ませ記載すること。	計2部	農業委員会
6	見積書	資金計画との整合性を確認するため (2部写し)	計2部	
7	預貯金残高証明書、融資証明書等	現金支払い済みの場合は領収書の写し、融資見込書、審査結果回答、内諾書等※株券不可 (1部原本と1部写し)	計2部	関係する金融機関
8	申請地の位置図	住宅地図等の写し	計2部	
9	施設の配置図等	配置図、排水経路図、平面図、立面図等	計2部	
10	地方公共団体の場合	◎用地取得、建設計画に係る会議の議決がなされていることを証する書面 ◎又は関係部分の議事録及び予算書 (1部原本と1部写し)	計2部	
	法人・団体の場合	◎定款・規約もしくは寄付行為 ◎又は履歴事項全部証明書 (1部原本と1部写し) ※法令・定款の定めにより、総会・取締役会議又は理事会等で議決を必要とする際は、追加で議決書の写し又は決定した際の議事録及び予算書を提出	計2部	登記してある法務局
10	法令等により許認可を要する場合は、その許認可指令書の写し又は申請書の写し(開発行為許可申請、河川法、官地借用等受付印の押印のあるもの)		計2部	
11	貸借契約の場合はその契約書の写し		計2部	
12	工程表	(工事が1年以上に及ぶもの。又は一時転用の場合、設置造成から撤去復旧作業の期間を示すこと)	2部	
13	本人提出・申請でない場合は、実印の押印された委任状(印鑑証明書は任意で添付)		各1部	
14	住民票又は戸籍の附票	◎登記事項証明書記載住所と現住所が異なる場合同一人物と確認できる書類 ◎申請者が涌谷町外に在住されている場合 ※印鑑証明書添付の場合は不要	各1部	住所地の住民票交付窓口

※上記添付書類は一般的なもので、内容によりさらに添付書類を追加していただく場合があります。要・不要等事前に協議願います。

※締切は毎月10日を基準としていますが、休祝祭日等の場合は、当町HPを確認願います。